

江東区児童育成手当条例施行規則の一部改正について

1 改正の理由

児童育成手当の支給については、都の「東京都児童育成手当に関する条例」に基づき、「江東区児童育成手当条例」、「同施行規則」を定め実施している。

今般、地方税法、及び児童扶養手当法施行令の改正により、東京都児童育成手当に関する条例施行規則の一部が改正されたことを受け、「江東区児童育成手当条例施行規則（以下、施行規則）」の一部を改正する。

2 改正の概要

(1) 地方税法等における給与所得等の見直しへの対応

平成30年度税制改正において、給与所得控除・公的年金等控除について、10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げることとされた。

所得情報を活用している社会保障制度において、意図せざる影響や不利益が生じないように、児童扶養手当法施行令をはじめ、関係法各施行令が改正されたことを受け、施行規則における総所得金額の規定について国制度に準じた改正を行う。

(2) 未婚のひとり親に対する税制上の措置等への対応

令和2年度税制改正において、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者について「ひとり親控除」を適用することとされた。また、従来の寡婦（夫）控除の要件の見直しを行い、ひとり親に該当しない寡婦に係る控除（寡婦控除）を適用し、併せて、未婚のひとり親へのみなし寡婦（夫）控除の適用に係る規定について見直しが行われた。このことに伴い、施行規則における寡婦控除、寡婦（夫）控除のみなし適用に係る規定等について所要の改正を行う。

(3) 低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の適用

令和2年度税制改正において、個人が令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に低未利用土地等の譲渡をした場合には、税制上の特別控除として、低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円を控除することができることとされた。このことに伴い、施行規則における総所得金額の規定について所要の改正を行う。

3 新旧対照表

2ページ以降を参照

4 施行日

改正の概要（1）、（2）の事項については、令和3年1月1日施行、（3）の事項については、公布の日から施行する。

ただし、改正後の規定は、令和3年6月以降分の児童育成手当について適用する。

江東区児童育成手当条例施行規則 新旧対照表 1

現行	改正案
<p>第1条～第2条の3 (略)</p> <p>(所得の額の計算方法)</p> <p>第2条の4 条例第4条第2項第1号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第7項(同法第12条第7項及び第16条第4項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第9項(同法第12条第8項及び第16条第5号において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の</p>	<p>第1条～第2条の3 (略)</p> <p>(所得の額の計算方法)</p> <p>第2条の4 条例第4条第2項第1号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。))と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。)、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律</p>

額の合計額から8万円を控除した額とする。

2 前項に規定する市町村民税につき、次の各号に掲げる者については、当該各号に定める額を同項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者（同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令に定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者である所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者を含む。）その控除の対象となった者につき27万円（その者が同法第314条の2第3項に規定する寡婦（同項中「第292条第1項第11号に規定する寡婦のうち」とあるのを「第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しく

（昭和37年法律第144号）第8条第7項（同法第12条第7項及び第16条第4項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第9項（同法第12条第8項及び第16条第5項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から8万円を控除した額とする。

2 前項に規定する市町村民税につき、次の各号に掲げる者については、当該各号に定める額を同項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者 27万円

は夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合において」と読み替えた場合において同項に該当する者を含む。）である場合は、35万円)

(加える)

- (4) 地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者 その控除の対象となった勤労学生1人につき27万円

第3条 (略)

(受給資格の認定の申請)

第4条 条例第6条の規定による受給資格及び手当額についての認定の申請は、児童育成手当認定申請書兼額改定申請書(別記第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて行われなければならない。

(1)～(9) (略)

- (10) 受給資格者が第2条の4第2項第3号に規定する所得割の納税義務者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

第5条～第10条 (略)

第11条 受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、児童育成手当現況届(別記第9号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

- (5) 第4条第8号から第10号までのいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる書類

2～4 (略)

第12条～第14条 (略)

別表 (略)

別記第1号様式～別記第12号様式 (略)

- (4) 地方税法第314条の2第1項第8号の2に規定する控除を受けた者 35万円

- (5) 地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者 27万円

第3条 (略)

(受給資格の認定の申請)

第4条 条例第6条の規定による受給資格及び手当額についての認定の申請は、児童育成手当認定申請書兼額改定申請書(別記第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて行われなければならない。

(1)～(9) (略)

(削る)

第5条～第10条 (略)

第11条 受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、児童育成手当現況届(別記第9号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

- (5) 第4条第8号又は第9号に該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる書類

2～4 (略)

第12条～第14条 (略)

別表 (略)

別記第1号様式～別記第12号様式 (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の江東区児童育成手当
条例施行規則第2条の4の規定は、令和3年6
月以後の月分の児童育成手当の支給について適
用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支
給については、なお従前の例による。

江東区児童育成手当条例施行規則 新旧対照表 2

現行	改正案
<p>第1条～第2条の3 (略)</p> <p>(所得の額の計算方法)</p> <p>第2条の4 条例第4条第2項第1号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額</p> <p>(中略) 地方税法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、(中略) 法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から8万円を控除した額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条～第14条(略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>別記第1号様式～別記第12号様式 (略)</p>	<p>第1条～第2条の3 (略)</p> <p>(所得の額の計算方法)</p> <p>第2条の4 条例第4条第2項第1号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額</p> <p>(中略) 地方税法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、(中略) 法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から8万円を控除した額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条～第14条(略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>別記第1号様式～別記第12号様式 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則による改正後の江東区児童育成手当条例施行規則第2条の4の規定は、令和3年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。</p>